

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度 第1回環境影響評価審査会（書面開催）
開 催 日 時	令和2年6月12日（金）～ 令和2年10月13日（火）
開 催 場 所	（書面開催）
出 席 者	会 長：佐古和枝委員、副会長：笠原伸介委員 委 員：石井京子委員、伊丹絵美子委員、今井健介委員、奥田紫乃委員、尾崎博明委員、谷口徹郎委員、日置和昭委員、藤田香委員、松井孝典委員、村田章委員、柳原崇男委員、山本浩平委員 事業者：枚方京田辺環境施設組合 参事 大西秋治、主幹 請関巧、副主幹 仲村保治 八千代エンジニアリング株式会社 村山拓也、市原正明、本田一彦
欠 席 者	なし
案 件 名	「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」について
提出された資料等の 名 称	資料1 京都府の環境アセスメント制度 資料2 可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書手続きスケジュール 資料3 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書の概要 資料4 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書 資料5 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書要約書 参考資料 説明用資料
決 定 事 項	枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書の検討結果について答申した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開、理由 新型コロナウイルス感染防止のために、書面開催としたため。
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0
所管部署（事務局）	環境部 環境指導課

No	評価項目	委員意見	事業者見解
1	超低周波音	要約書 8-22 低周波について、現在、1-20Hz の G 特性の音圧レベルが示されていますが、20-100Hz 付近の低周波にも十分なケアが必要なため、1-100Hz の Z 特性での 1/3 オクターブバンド分析の結果と環境省「低周波音問題対応のための評価指針」を併記した図を追記ください。また今回用いた方法論について、この方法を推奨している文献がある場合、名称をお示しください。	低周波音については、1-20Hz の G 特性の音圧レベルのみの評価ではなく、1-80Hz の平坦特性音圧レベルについても評価を行っているため、適切に調査や予測評価がなされていると考えます。なお、道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）において、表下にお示しの 1~20Hz の LG5 で 100dB、1~80Hz の L50 で 90dB を用いて評価する手法が示されており、事業者としては当技術手法による評価で十分であると考えております。
2-1	動物	枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備地形環境影響評価準備書について 7-229 前提として、京田辺と枚方の府境はどちらの自治体にとっても数少ない自然が残されている場所でこれ以上の開発は基本的にはリスクが多いと考えています。 甘南備山は、この地域としては特に自然度が高く動植物の豊かな地として知られています。その場所から少し離れてはいるが南部の山域との間に、生物の移動ルートとしてのグリーンベルトが不可欠であると考えています。ほ乳類、両生類、は虫類などが個体群の交流が図れるようにすべきであるが現時点においても現地の状況からすでにほぼ壊されてしまっている現状だと考えます。しかし、本来なら施設を作るより 次世代に残す自然の復元こそが大事と考えています。 ごみ広域処理施設だけでなく、椿本チェーン 京田辺工場や 307 号線沿いの商用施設 枚方東部公園な	本事業では、施設の配置・構造等の検討に当たっては、地形改変の程度を極力限定することなどにより、動物、植物、生態系への影響の低減に努めます。また、周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図ってまいります。

	どと付近と一体と考えて、広域に調和のとれた、開発を行くべきものかと思えます。公共事業なのでより丁寧な計画の策定が必要と考えます。 動物植物の調査の結果ですが調査範囲が施設から 200m の範囲ではほとんどが人工的施設で元々自然度が低く、見いだされる生物も少ないが結果は見えていますが、報告を見ている限りそれにしても少し結果が貧弱なようです。この範囲内での鳥類目録を見てもトビやセグロセキレイ、ムクドリなど私が付近で観察した鳥さえも記録されていないのも気になる。調査がどの程度の精度、総観察時間等も気になります。 その中で猛禽類調査において気になる項目はオオタカですが繁殖が確認されていることからより丁寧な対応を望みたい。 猛禽類の調査を重視するのは生態系の高次捕食者としての役割から、自然度の健全さの指標になることもあります。最近は人工物の利用など都会へ進出するオオタカも見られるようにはなっていますが営巣地の保護については慎重であるべきです。 ただもう一つ大事な知見は「ハチクマ」の繁殖記録です。中部以北では結構繁殖記録はありますが西日本においては非常に貴重な記録です。 近畿地方中部では移動中の個体の記録は多いですが繁殖期の目撃例は限られています。まして枚方田辺での営巣記録は聞いておりません。学術的にも貴重な記録なので、疑っているわけではありませんがきちっとした写真等の記録など提示していただきたいと考えていま	鳥類調査における調査の精度(努力量と推察)や総観察時間は以下の通りです。 努力量：鳥類調査を専門とする調査員 1 名が、昼間（6 時～14 時）2 日間と夜間（18 時～20 時）1 日間を 4 季実施 調査手法：任意観察法、ラインセンサス法、定点記録法、夜間踏査 総観察時間：合計 72 時間 なお、猛禽類調査においてご指摘の種はトビ、セグロセキレイ及びムクドリを確認しておりますが、いずれの種も鳥類調査範囲外での確認でしたので、準備書には記載しておりません。 本組合では、専門家からなるオオタカ保全専門家会議を設置し、造成工事等においては、オオタカの敏感度が比較的低いとされる巣外育雛期以降から工事を行うとした着手の制限や、次の繁殖期に工事が集中しないように工程の調整など環境保全措置を検討し、準備書にお示しいたしました。 準備書に記載のとおり、本事業では、工事期間中のオオタカの繁殖期及び工事完了後 1 年目の繁殖期を対象に、定点調査及びビデオカメラ撮影によりオオタカの営巣・巣立ちなどの確認を行うほか、異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応いたします。
--	--	--

		す。 もしきちんとした繁殖確認がされているなら、「オオタカ」以上の営巣環境の保護が必要と考えています。ハチクマの営巣環境はオオタカの人里の自然ではなく、より自然度の高い環境を保持していく必要があります。 大阪の自然史博物館等の指導も仰ぐ必要もあるかと思います。今年の動向は分かりませんが専門機関によるより詳しい調査を求めます。	
2-2	動物	(追加の意見) オオタカ等に関わる資料読ませていただきました。基本的にはゴミ処理場の建設、運用によって、直接の大きな影響を与えないとは思いますが、しかし、結果的に施設ができることにより、さらに近辺の山林が切り開かれ開発が進むことが懸念されます。甘南備山と府境については京田辺市と枚方市にとって大事な自然が残されている場所です。総合的に広域にわたってこれ以上の開発が進まないような対策が求められます。この一施設の建設だけを切り取れば大きな問題は生じなくとも R307 号線に沿って人工的な施設が増えることにより、すでに分断されている生物の移動がより困難になっていくことが危惧されます。この施設の建設と直接関係はないが、今後、生き物の移動に配慮した枚方東部公園の整備等を考える必要があると思います。この地域全体の広域にとらえた保全計画が必要だと思います。 オオタカの資料に関して オオタカは里山で近年冬季に目撃例は増えているが、この付近の山林でオオタカの繁殖が継続して観	地域全体の広域にとらえた保全計画に関するご意見につきましては、関係機関へお伝えします。

察されていることは非常に注目に値する。オオタカが繁殖できる場所は餌となる動物（鳥）が生息しそれを支える里山が必要である。オオタカの繁殖を支える豊かな自然を同時に保全していくことが重要になってくる。オオタカの繁殖に当たり広大な行動域が必要であり今回の資料を見ても、建設予定地の上空を通過し甘南備山との間を行き来していることが見て取れる。タカにとっては国道等の分断は問題ないが、大きくとらえれば「施設の建設」が多少たりとも地域全体の自然度が下がることは想像できる。

最近建設のゴミ処理場においては「カラス」等の引き寄せることはないと思うが、ゴミ等の取り扱い次第では近郊にカラスの繁殖を招き結果としてオオタカの営巣が困難になることがあるので、ゴミ処理の運用が適切に行われるかどうか確認願いたい。

また、付近にカラス等のねぐらなどあるかどうかを確認願いたい。

オオタカの営巣地の近辺にトビ等については報告書に記載はないが、オオタカの繁殖に影響を与える可能性がある、カラスやトビの営巣があるかどうかを確認願いたい。

最近冬季に都市的環境に進出する傾向がみられ、オオタカ自体は人工的な比較的見通しが良い場所を好む傾向があり、枚方市東部清掃工場の煙突や近くの工場等の屋根等に好んで待ち伏せ・または休息似利用していることが容易に想像できる。今後新しい施設が運用を開始すればその場所も利用する可能性を感じます。

過去のごみ処理施設において、ごみの受け入れ時にはプラットホームの出入口扉を常時開放状態で行う施設が多く、収集車からこぼれ落ちた生ごみによりカラスの餌場となっていました。近年のごみ処理施設では、臭気対策として、車両通行時のみ自動開閉する扉を設置しており、プラットホームへのカラスの進入を防ぐ効果があります。新施設においても、同様の扉を設置することから、カラスの餌場にならないと考えています。

これまでの調査の中でカラスやトビの営巣は確認されていません。CCD カメラによる巣内観察の中で他の鳥類等を警戒する様子は見られなかったことや、巣に厚みがあり4繁殖期以上利用している可能性が高いことから、オオタカの営巣に影響を与えるほどの外敵は当該営巣地付近には存在しないものと想定しています。事後調査において、定点調査の際に鳥類も記録するなどカラスやトビ等の生息状況に注意したいと思います。

2-3	動物	今回、驚いたのはこの近辺に近畿としては3種類の猛禽が繁殖していることです。 チョウゲンボウについては近年都市的環境に適応し人工物で繁殖することは報告例は増えているが背景となる自然度の豊かさがあってのことと思う。 ハチクマの繁殖については近畿地方においては非常に報告例が少なく重要な観察データだと思う。 こちらの保全については京田辺市に営巣場所があり、今後の動向を見守ってもらいたい。ハチクマの行動域はオオタカ以上に広大で健全な自然度の高い環境を必要とする。今回の営巣確認地は京田辺市のようなが、行動域は枚方市にも広がっており今後枚方市内で繁殖の可能性はある。 今回のデータを生かし「ひらかたの自然」等の編集の参考として生かしてもらいたい。	本事業に係る環境影響調査において明らかとなった希少種の生息状況等の情報及び頂いたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。
3	植物	7-296 以降の植物調査について 調査範囲に動物調査同様、自然度の高い部分は含まれておらず報告内容としては非常に貧弱な内容であることもやむを得ない。 ただ甘南備山麓にある自然度の高い場所が近接しているので祖声の影響は考える必要がある。「注目すべき植物にこだわらず自然の復元の視点に立ち、結果的にゴミ処理場を建設される結果となっても地元樹種にこだわった植林を行うとともに自然度を高める工夫が必要と考えます。	本事業では、周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図るものとしています。敷地内の植栽にあたっては、地域景観との調和に留意し、里山の景色となるよう検討いたします。

4	地質・土壌環境 地形及び地質	・「準備書要約書の 6-4 頁表 6-2.1(3)の地形及び地質について」 「準備書要約書の 8-31 頁表 8-1.19 の地形及び地質について」にも記載されているとおり、盛土や切土（特に、盛土）部分では、斜面崩壊等の危険性が高くなる場合があるため、工事中の“造成等の工事による一時的な影響”としてだけではなく、供用時の“地形改変後の土地及び工作物の存在”としても、その安全性（耐災性）について検討（安定計算等）を行う必要があると思います。また、必要に応じて、十分な対策を講じる必要があると思います。	対象事業実施区域の主な地形は、山地、丘陵地であり地質調査の結果から現状地質は礫質、砂質土層が大半を占め、水位は確認されませんでした。大半が切土になることから地形改変後の危険性等に配慮するため、切土部分においては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域指定の指標の 1 つである「傾斜度 30 度以上で高さが 5 メートル以上の区域」に配慮したのり勾配（30 度以下）とすることや、全てののり面には緑化を行い保護に努めます。 また、本事業で建設する工作物（建築物）については、官庁施設の総合耐震計画基準において耐震安全性の分類がⅡ類とする建築物を適用して設計を行うこととしています。
5	植物、動物	事業区域内には、湿地を好む植物（ゼンマイ、タチヤナギ、ハンノキ、ヤナギタデ、ミゾソバ、フキ、シャガ、ヨシ、ヒメガマ）が生育しています（参 3-11 から 3-16）。このことは、事業地区域内、あるいはその近傍に、湧水だまりのような小規模な湿地環境が存在する可能性を示唆しています。 一方、対象事業区域内・外で確認された「注目すべき動物」（7-247）のうちの 6 種（サラサヤンマ、ナツアカネ、ケシゲンゴロウ、スジヒラタガムシ、ヤスマツアメンボ、カンムリセスジゲンゴロウ）は、湿地を生息場所とする水生昆虫です。 事業区域内および近傍に、このような小規模な湿地が存在する場合	ご指摘頂いた 6 種の昆虫類のうち、ナツアカネは対象事業実施区域内で成虫の飛翔が確認されました。ヤスマツアメンボは、対象事業実施区域外の 2 箇所の調整池及び対象事業実施区域内の水たまりで確認されました。ナツアカネ及びヤスマツアメンボ以外の 4 種については、対象事業実施区域外の 2 箇所の調整池で確認されました。 なお、調整池は周囲がコンクリート張りの人工的な構造であり、対象事業実施区域内の水たまりについても、ご指摘のような湿地環境ではありません。

		には、地形の人為的改変、湧水の流入量の変化、湿地からの排水量の変化を低減するなど、保全措置が必要と考えられます。	
6	水環境 廃棄物等 地質・土 壌環境 騒音 大気質 温室効果 ガス等	1. 準備書 7-209 ページ 水環境 (濁水について) 濁水の発生と沈砂池処理に関する濁水予測が詳細に記述されています。その前提となる時間降雨量が示されていますが、近年集中豪雨等により各所で強い降雨が観測されていることからみると、現況より小さく見積もられている可能性があります。予測されている浮遊物質の水質は時に目標値を越えるのではないかと危惧されます。 「集中豪雨が予想される場合は、適切に沈砂設備に集水できる対応を講じる」とありますが、当初から対応が必要ではないかと考えます。具体的な対策をもう少し準備書に記載してほしい。 また、比較的小さな土粒子対策としての凝集沈殿設備などが必要になることはないでしょうか。設置するのであれば処理で生成される汚泥処理についても記述が必要です。	環境影響評価では通常時の予測をもって評価することが基本となるため、過去 10 年間の降雨量データより、時間降雨量の最大値及び日降雨量が最大であった日の各時刻の時間雨量を用いて予測を行って環境保全措置を検討し、準備書にこれらを記載しています。 また、近年多発する集中豪雨時の予測として、降雨強度 120mm/h での予測結果を準備書 P 参 2-1 のお示ししています。 なお、土壌沈降試験の結果、わずか 2 分後に全体の 98%以上が沈降しており、粘土やシルト分は少ない土壌であり、工事排水は濁りが継続しづらい状況となっています。このため、凝集沈殿設備の必要性は低いと考えています。
		2. 準備書要約書 8-53 ページ 残土について 工事に伴う残土については環境影響評価項目に選定され、相応の対応が記述されていますが、掘削または濁水処理により廃棄物に相当する泥土が発生するのであればその記述が必要です。また、場内で再利用がどの程度できるのでしょうか。	事前に行った対象事業実施区域内 10 か所のボーリング調査において地下水が確認されなかったことから掘削工事により濁水や泥土の発生は考えておりませんが、雨天時の濁水については沈砂設備において対応します。 また、沈砂設備等で発生する泥土等は、国土交通省「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に基づき場内での利用などに努めてまいりますが、利用できないものは適切

			に対応してまいります。
		3. 準備書 7-221 ページ 沈砂設備の堆砂沈砂設備の堆砂の除去は必ず必要になると考えます。除去した堆砂の処理、処分（再利用）法を記載してほしい。	沈砂設備等での堆砂については、国土交通省「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に準じ場内での利用などに努めてまいります、利用できないものは適切に対応してまいります。
		4. 準備書 7-226 ページ 土壌汚染の発生源の状況と影響予測について 「廃棄物が地下にある指定区域」について汚染地の改変を行わないことは影響を避けるうえでよい判断だと考えます。一方、特定有害物質漏洩の事実は記録されていないものの処理施設周辺から有害物質が見出される事例は従来からいくつかあります。工事においては、汚染がないかどうかの確認をある程度行いながら進めるのが適切と考えます。	対象事業実施区域において、「廃棄物が地下にある指定区域」の改変は行わないことから、造成工事等に伴う環境影響はないものと考えております。造成工事等に際しては、あらかじめ土壌汚染対策法に基づく届出を行い、必要に応じて、工事前に同法に基づいた調査を行います。また、工事中に廃棄物が確認された場合には、同法に基づき適切に対応してまいります。
		5. 準備書 7-100 ページ 騒音 工事車両等による交通騒音予測がなされ、その前提となる工事車両の時間帯別交通量が示されています（7-129 ページ、表 7-1.114）。工事車両と供与後のパッカー車等について、実際には通過時間が集中することによる道路の渋滞や交通騒音の増加が見込まれると考えます。準備書要約書 8-20 ページ記載「調査等の結果：地域住民の日常生活において支障は無い」では以上のことがもり込まれておらず不十分です。 （交通状況にしても騒音にしても今より悪くなるであろうものが、対策の明示もなく「支障は無い」と断じることに違和感があります。） また、長尾杉線の整備が関連車両の分散化にどの程度寄与するのか定量的な表現がありません。	現時点では車両の走行ルートは明確に決まっておりません。このため、工事中の車両走行による環境への影響については、全車両が同一方向を走行した場合を想定して予測評価しております。なお、環境保全措置として計画的な運行管理やエコドライブの徹底、法定速度の遵守等を計画しております。これらを実施することにより、日常生活において支障がないものと評価しています。 また、交通量の分散化につきましては、パッカー車など関連車両についての台数は考慮されておりませんが、令和 2 年 3 月、都市計画道路長尾杉線事業認可説明会資料において、国道 307 号を走行する車両 11,600 台の内、都市計画道路長尾杉線への分散が図られることで、主要

			渋滞箇所への車両の流入が6,700台に減少すると予測されています。
		6. 準備書 10-2 ページ～等 大気質や水質の有害物質関連 大気質の有害物質に関しては環境汚染への影響評価が種々記載されていますが、焼却灰や大塊物の処理・処分、排ガス浄化（方法と対象物）や集塵灰等の処理・処分、汚染物質の水への移行と特に有害物質の水処理に関し記載がありません。また、処理水は下水放流されるにしても有害物質を含む汚泥の処理、処分は重要です。以上の記載が必要です。	焼却灰や飛灰については、準備書の廃棄物の項に記載のとおり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「ダイオキシン類対策特別措置法」を遵守し、国が定めた安定化処理を行い、有害物質が排水に溶出することがないように適切に処理します。また、本事業はDBO方式で整備することから排ガスの処理方式やプラント排水の処理方式は決まっていますが、排水処理施設から発生する汚泥については、自らの焼却施設において処理することから施設外に搬出することはありません。
		7. 準備書要約 1-15 ページ 環境保全目標（水銀） 大気質の環境保全目標値につき、多くは自主基準値が排出基準等をかなり下回っています。水銀だけが両者の値が同じであるのはなぜでしょうか。水銀について両者の値が同じであるのは他施設でもみられますが、これから建設する施設ではより低くするという選択肢は無いのでしょうか。	排ガス中の水銀は焼却ごみに由来するものであり、その値を低減させるには水銀含有廃棄物の徹底した分別回収が必要です。枚方市では平成30年4月から水銀含有廃棄物の分別回収等を開始したところですが、その効果について未だ十分な知見が得られていない状況から大気汚染防止法の基準と同じ値としています。しかし、新施設においては、水銀の自動計測器を設置し、基準を超過することがあれば直ちに同法に基づく測定結果の確認を行うなど、同法よりも厳しい運用を行ってまいります。

		8. 準備書要約 1-15 ページ (一酸化炭素) 一酸化炭素が環境影響評価項目に選定されていないのは省令改正の結果として良いとして、一酸化炭素濃度の管理目標はあるべきと考えます。何らかの記載は必要なのではないでしょうか。	本施設における煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度は、30ppm 以下(酸素濃度 12%換算値 4 時間平均値)を管理目標としています。
		9. 準備書 7-381 ページ等 施設供用に伴う温室効果ガス排出量 温室効果ガス排出量予測結果(表 7-1-12)の CO₂ 排出量は、施設に係る活動量(表 7.10.7)、省令で定められている排出係数(表 7.10.7)及び地球温暖化係数(表 7.10.11)を乗じて計算されたもので、これ自体は温室効果ガス排出量削減に寄与するものではなく、削減は発電によるものと考えられます。焼却炉における発電は通常のもので、施設稼働の高効率化や廃棄物(例えばプラスチック)の再利用など、発電以外の温室効果ガス削減の方策が組み込まれているのであれば記載してほしい。	新施設は京田辺市の甘南備園と枚方市の穂谷川清掃工場の後継施設として建設されます。両施設では穂谷川清掃工場のみ発電を行っており、年間約 2,500 t-CO₂の削減効果がありますが、新施設では発電により年間約 8,000 t-CO₂の削減効果があります。施設の更新により発電によるものとして年間約 5,500 t-CO₂の削減に寄与することになります。 また、構成両市が行うごみの減量施策において、将来の焼却ごみの減量に伴う効果として、年間約 8,000 t-CO₂の削減を見込んでいます。 なお、本内容については準備書に記載しています。
7	第 2 章地域の概況 動物 廃棄物等	【参考】 1. 統計データについて、最新データの更新が可能でしたら、お願いいたします。 例えば、 準備書 2-79、社会的・文化的状況 表 2-2.47 → 平成 28～平成 30、表 2-2.48～ → 平成 27～29 年 → 少なくとも第 48 回枚方市統計書(平成 30 年版)[2019 年 5 月 24 日]は公開されているようです。 (https://www.city.hirakata.o	1. ご指摘の点は、準備書作成時点の情報ですので、評価書において修正します。

	saka.jp/0000024009.html 2. 準備書 2-197 図 2-2.47 対象事業実施地域の網掛けがされていないようです。ご確認ください。	2. ご指摘のとおり評価書において修正します。
	【意見】 1. 準備書 7-263、オオタカの予測結果をふまえて、(同) 7-293-294 評価結果について示されていますが、工事期間中および工事完了後の調査・モニタリング（「事後調査」）については、より具体的な検討が必要なのではないのでしょうか？ 準備書作成前までは、準備書 8-1-2 オオタカ保全専門家会議の経過と結果で確認できますが、今後は準備書 9-5 に示されているように、完成までは毎年の繁殖期、完成後は 1 年後のみということでしょうか？完成 1 年後以降も、（異なる形式であっても）モニタリングを継続されることを期待します。	工事期間中及び工事完了後の調査・モニタリングについては、オオタカ保全専門家会議において助言を受けながら具体的な検討を行っています。現時点での事後調査計画は別紙 1 をご参照ください。なお、今後の工事前調査の結果等により調査計画に変更が生じる可能性はありますが、現時点では、工事期間中の繁殖期及び工事完了後 1 年目の繁殖期の調査を想定しています。 事後調査は、工事の実施及び施設の存在が繁殖に及ぼす影響を確認するために行うことから、モニタリングを継続することはできません。
	【質問】 1. 廃棄物等 建設工事中に発生する「発生土」が再利用されたり、余剰分の処理が行われたりするまでの期間の保管はどのようにされるのでしょうか？（記載がございましたら申し訳ございません）一時保管が必要な場合には、必要な措置を講じていただきたいと存じます。 →準備書 7-369 評価結果 「発生した土砂を仮置きする場合は、、、」 仮置きするかどうか、する場合は「どこに」「どのように」仮置きするか決まっていないのでしょうか？	発生した土砂を仮置きする場合、対象事業実施区域の東側の国道 307 号付近を想定しています。 なお、土砂を仮置きする場合は必要に応じて飛散防止等の周辺環境に配慮した措置を講じてまいります。